

# 第 59 回通常総会議案

と き：令和 7 年 6 月 17 日（火）

ところ：広島市文化交流会館

広島県内陸部振興対策協議会

## 目 次

通常総会次第	1
第 1 号議案 令和 6 年度会務報告及び重点目標とその対応について	
令和 6 年度会務報告	2
令和 6 年度重点目標とその対応	3
第 2 号議案 令和 6 年度歳入歳出決算について	
歳入の部	19
歳出の部	20
監査意見書	21
第 3 号議案 役員の改選について（案）	22
第 4 号議案 令和 7 年度活動方針、重点目標及び事業計画について（案）	
令和 7 年度活動方針	23
令和 7 年度重点目標	24
令和 7 年度事業計画	26
第 5 号議案 令和 7 年度歳入歳出予算について（案）	
歳入の部	27
歳出の部	28
市町負担金	29
広島県内陸部振興対策協議会会員名簿	30
広島県内陸部振興対策協議会会則	31



## 通常総会次第

1 開 会

2 会長挨拶

3 来賓祝辞

4 議 事

(1) 第1号議案 令和6年度会務報告及び重点目標とその対応について

(2) 第2号議案 令和6年度歳入歳出決算について  
(監査報告)

(3) 第3号議案 役員の改選について (案)

(4) 第4号議案 令和7年度活動方針、重点目標及び事業計画について (案)

(5) 第5号議案 令和7年度歳入歳出予算について (案)

5 そ の 他

6 閉 会

## 第1号議案

### 令和6年度会務報告及び重点目標とその対応について

#### 令和6年度会務報告

時 期	事 業 内 容	場 所
令和6年 4月5日	令和5年度会計監査	府 中 市 世 羅 町
5月13日	役 員 会	広 島 市
5月30日	第58回通常総会	広 島 市
6月～7月	令和7年度主要施策に関する要望事項のとりまとめ	事 務 局
8月16日	役 員 会	広 島 市
9月17日	理 事 会	広 島 市
10月25日	令和7年度主要施策に関する要望活動 (広島県への要望活動)	広 島 市
11月1日	令和7年度主要施策に関する要望活動 (県内の国出先機関への要望活動)	三 次 市 広 島 市
11月12～13日	令和7年度主要施策に関する中央要望活動 (地元選出国会議員等への要望活動)	東 京 都
令和7年 2月17日	役 員 会	広 島 市

## 令和6年度重点目標とその対応

### 【令和6年度重点目標】

#### I. 安心な暮らしの実現に向けて

- 1 住民の命や健康を守り、安心して出産・子育てができる地域医療供給体制の維持・確保
- 2 介護保険制度を始めとした安定的な社会保障制度の運営支援
- 3 総合的・計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化
- 4 地域に根差した県立高等学校の存続を含めた教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実
- 5 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進

#### II. 地域産業の振興に向けて

- 1 観光振興の推進及び支援策の充実
- 2 家畜伝染病対策を含む 2025 広島県農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進及び支援策の充実
- 3 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実
- 4 飼料価格等の高騰に直面する兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実
- 5 広島県 DX 加速プランにおける全県的な DX の推進
- 6 社会経済情勢等の変化に応じた中小企業・小規模事業者に対する支援策の充実
- 7 中国自動車道の効果的な活用による地域振興

#### III. 生活基盤の充実に向けて

- 1 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化
- 2 高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上
- 3 JR をはじめとする交通ネットワークの維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化
- 4 災害復旧・復興事業、国土強靭化の推進及び災害に強い地域づくり・防災体制の充実強化

## 【対応状況】

### I. 安心な暮らしの実現に向けて

#### 1 住民の命や健康を守り、安心して出産・子育てができる地域医療供給体制の維持・確保

- (1) 医師、看護師等医療従事者の確保、医療体制の充実  
[府中市、三次市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、世羅町、神石高原町]
- (2) 発達障害者支援センターの備北圏域への設置について [庄原市]
- (3) 感染症対策の推進 [世羅町]

#### 【県の主な対応】

令和7年度は、中山間地域の公的医療機関に自治医科大学卒業医師を79名配置している。また、広島大学ふるさと枠医師は54名が、岡山大学地域枠卒業医師は3名が中山間地域の公的医療機関に勤務している。

また、安佐市民病院や市立三次中央病院を中心とした広域的な人材育成の支援システムの構築と働きやすい環境整備をすすめ、地域医療介護総合確保基金を活用した財政支援を継続していく。

さらに、医療ニーズに応じた医師の配置と循環の仕組みを構築するため、配置調整を行う委員会の立ち上げに向け協議を進めている。

看護職員の確保に向け、「新規養成」「復職支援」「定着促進」を進めている。

「新規養成」としては、県立三次看護専門学校において、過疎指定地域等を対象とした推薦枠を設け、例年卒業生の約5割が中山間地域に就業している。令和7年度入学生からは、3年課程の推薦枠を4割程度から6割程度まで拡大する。

「復職支援」としては、広島県ナースセンターによる無料職業紹介と、潜在看護職員が再就業に繋がるよう離職時の登録制度の普及等に努めている。令和6年度からは新たに、看護補助者に対する職業紹介を開始している。

「定着促進」としては、院内保育所への補助や看護職員のキャリアステージに合わせた研修等を実施している。

その他の医療人材として、薬剤師の確保を進めており、薬剤師が不足している圏域の病院と広島大学病院との人材交流事業を試行的に実施している。

ICT機器導入のため、国の補助事業を活用した予算措置を行っている。電子カルテの導入については、令和7年度中に国がクラウド型の電子カルテサービスを展開するとともに、電子カルテ導入済の病院向けには、標準規格に対応するための改修費に対する補助を設けている。

発達障害に関する研修の実施等により発達障害診療可能な医師が徐々に増えている。また、広島県発達障害者支援センターによるオンラインでの相談支援等を実施するとともに、県拠点医療機関による専門窓口の整備や症例検討会を備北圏域で開催している。

新型コロナワクチン接種費用が高額であることによる接種控えを懸念し、全国知事会をはじめ、様々な機会を通じて国へ財政措置を要望していく。

#### 【協議会の方向性】

中山間地域における医療従事者の慢性的な不足をはじめとした課題は深刻であり、医療供給体制の維持を図るため、引き続き、要請していく必要がある。

## 2 介護保険制度を始めとした安定的な社会保障制度の運営支援

- (1) 介護従事者の確保等に対する新たな支援制度の創設 [府中市]
- (2) 介護保険制度の財政支援の充実及び介護職員の確保支援・強化 [安芸太田町、北広島町]
- (3) 国民健康保険の財政支援措置及び保険料軽減措置の拡充 [世羅町]
- (4) 障害福祉サービスの確保に伴う移動支援の拡充 [安芸太田町]
- (5) 保健師の確保 [神石高原町]

#### 【県の主な対応】

介護職の魅力発信のためのイベントや出前講座の開催、地域人材確保推進体制協議会が実施する事業への経費補助による介護人材確保に取り組んでいる。国に対しては、更なる施策充実と介護報酬の設定について要望活動を継続する。

介護支援専門員の法定研修におけるオンライン開催の普及と研修内容の見直し、受講料引き下げによる負担軽減に取り組んでいる。

国民健康保険の財政支援については、毎年約3,400億円の国保への財政支援の確実な実施等を講じるとともに、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るよう、国に対して要望してきており、保険料の軽減判定所得の基準が見直され、保険料の軽減対象が徐々に拡大されてきている。

また、国民健康保険全世帯の未就学児に係る均等割保険料（税）について、その5割を公費により軽減する制度が導入されているが、軽減措置の対象の拡大について、他の都道府県との連携により、国へ要望を行っている。

各市町の保険料（税）収納率の向上に関しては、保険料（税）の口座振替の原則化を推進するとともに、市町から要望のある徴収アドバイザー巡回相談事業の充実について取り組むこととしている。

障害児等への移動支援について、通学における移動支援を行う主体の明確化や、放課後等デイサービス事業所が、学校及び自宅と、事業所との間で送迎を行った場合の事業所に対する報酬の拡充を検討するよう、国に対して要望した。

通学に係る取組みとして、令和6年度から県立特別支援学校において、保護者が送迎している医療的ケア児を対象として、通学用タクシーに訪問看護等事業者から派遣された看護師を同乗させる通学支援を実施している。

また、医療的ケアに対応できる人材育成研修を実施するとともに、県看護協会のサイトへの研修案内の掲載依頼や、事業所への研修受講勧奨等を進める。

保健師の確保に向け、保健師教育を担う大学からの実習生の受入や行政保健師の役割や魅力を大学で伝える等の取組を実施している。先進事例や他県の取組についても注視していきたい。

#### 【協議会の方向性】

社会保障制度の運営については、介護人材確保をはじめとした憂慮すべき課題があり、安定的かつ持続可能な制度運営を要請する必要がある。

### 3 総合的・計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化

- (1) 乳幼児医療費助成制度の拡充 [安芸太田町、世羅町]
- (2) ひとり親家庭等医療費助成の所得制限緩和 [北広島町、世羅町]
- (3) 保育施設における保育料や副食費及び学校における給食費の保護者負担の軽減（免除）  
[北広島町]

#### 【県の主な対応】

乳幼児医療費公費負担制度は、各市町における子育てや定住促進等の施策の一環として実施されているものと認識しているが、市町間の競争を誘発するといった面があり、子どもの医療費負担に差を生じさせないためにも全国一律の医療費助成制度創設を国に働きかける。

ひとり親家庭等医療費助成の所得制限の緩和については、受益と負担の公平性、安定的で持続可能な制度という観点から慎重に検討する必要がある。引き続き国によるひとり親家庭に対する医療費助成制度の創設を要望していく。

幼児教育・保育の無償化については、令和7年2月に、国において、3党（自由民主党、公明党、日本維新の会）合意のもと、令和8年度からの実施に向け、「0～2歳を含む幼児教育・保育の支援」を検討することが打ち出されており、国の動向を注視し、着実な支援の拡充を国に働き掛ける。

#### 【協議会の方向性】

全国的な課題であり、顕著に進行している少子化問題に關し、全国一律の子育て支援策を要請していく必要がある。

### 4 地域に根差した県立高等学校の存続を含めた教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実

- (1) 教職員体制の充実 [府中市、三次市、庄原市]
- (2) I C T 活用による学習への支援 [府中市、三次市]
- (3) 過疎地域における生徒数確保 [府中市]
- (4) 保育施設における保育料や副食費及び学校における給食費の保護者負担の軽減（免除）  
[北広島町]
- (5) 県立高等学校の全国募集基準緩和について [神石高原町]

### 【県の主な対応】

教職員の人材確保については、令和7年度採用において958名を名簿登載した。  
令和8年度採用に向けては、過去最大となる1,051名の採用予定数を設定している。臨時的任用職員、会計年度任用職員の人材確保については、「広島県教職セミナー」を県内2会場で新たに実施した。管理職の登用は、自己推薦制による管理職選考としているが、市町教育委員会が教頭に推薦する選考制度も設け、令和6年度は、4名（小学校2名、中学校2名）が合格した。加えて、令和6年度からは暫定再任用の教頭を任用できるよう運用の見直しを図り、令和7年度当初定期人事異動においては、中学校の教頭3名を、暫定再任用の教頭として任用した。

児童生徒一人1台端末更新費用については、令和10年度まで予算措置が継続されるが、それ以降も確実な財政措置がなされるよう国に要望している。また、教職員用の端末の更新費用にかかる財政措置についても、国に要望している。

1学年1学級規模の全日制高等学校については、各学校が、「学校活性化地域協議会」を設置し、活性化策を検討・実施している。令和6年度から予算措置の上限額を引き上げたことに加え、魅力化に関する分析ツールの導入、学校魅力化アドバイザー配置等の支援を拡充し、学校の魅力向上に取り組んでいる。

学校給食費の保護者負担の無償化については、自由民主党、公明党、日本維新的会の合意において、令和8年度に小学校にて実現し、その後に中学校への拡大を実現すると示されている。また、栄養バランス等の食事内容の充実や食に関する指導、物価高騰に配慮した無償化の早期実現について、国に働きかけている。

令和8年度入学者選抜より、全国から生徒募集を行う県立高校の対象範囲に「『中山間地域に所在し』かつ『自治体内唯一』の学校のうち、全国募集の実施を希望する学校」を追加したことにより、世羅高等学校及び油木高等学校が、全国から生徒募集を行うことが可能となった。

### 【協議会の方向性】

県立高等学校の存続のために、教職員及び生徒数の確保は喫緊の課題であり、引き続き要請することとする。

## 5 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進

- (1) 信号機等交通安全施設の整備促進 [協議会提案]
- (2) 警察施設の整備促進 [協議会提案]

### 【県の主な対応】

令和7年3月末現在、県内に設置されている信号機は4,049基であり、令和6年度に新設した9基を含め、過去10年間で87基を新設しており、令和7年度には7基の整備を予定している。また、既存施設の維持管理並びにLED信号灯器への変更を進める。

交番・駐在所整備について、令和7年度は、1交番2駐在所の建替工事及び2交番1駐在所の設計のほか、屋上防水・外壁改修や耐震診断を行う。

#### 【協議会の方向性】

住民の安全・安心を支える施設が整備されるよう、引き続き、交通安全施設及び警察施設の整備を要請する必要がある。

## II. 地域産業の振興に向けて

### 1 観光振興の推進及び支援策の充実

- (1) 神龍湖に漂流した流木や廃棄物等の除去及び効果的な水質浄化策 [庄原市、神石高原町]
- (2) 国定公園帝釈峡内のトイレの整備 [庄原市、神石高原町]
- (3) 国定公園帝釈峡遊歩道の復旧及び整備 [庄原市、神石高原町]
- (4) 国定公園「比婆山連峰」の環境整備 [庄原市]
- (5) 西中国山地国定公園内の環境整備 [安芸太田町、北広島町]
- (6) 中山間地域の観光交流の推進 [三次市、庄原市、安芸高田市]
- (7) 宿泊税の導入について [安芸太田町]
- (8) 土師ダム周辺のトイレの整備 [安芸高田市]

#### 【県の主な対応】

神龍湖内に漂流した廃棄物等の撤去については、市町の要望どおり補助金を交付し、中国電力株との協議を進め、令和7年3月に撤去を実施した。

令和6年度では、工事に伴う洪水吐ゲートの常時開放により、アオコの発生が抑制されたと考えられる。今後もアオコ対策の取組としてのフラッシュ放流を中国電力株に働きかけていく。

国定公園帝釈峡内のトイレの整備については、下帝釈の神龍湖駐車場トイレ、上帝釈の第一、第二トイレは全て完成し、マス池のトイレは、工事の発注を計画している。他のトイレは、利用状況や必要性等を考慮し、計画的な整備を検討する。

国定公園帝釈峡遊歩道の、上帝釈から下帝釈(素麺橋↔柏岩橋)ルートの復旧は、落石や斜面崩壊等により施工条件が厳しく、費用も膨大となることから、資源配分の適正化を考える必要がある。

出雲塙のトイレは、来訪者の利便性確保のため、新しい山岳トイレを検討しており、市や地元関係者と調整している。

県民の森については、施設の最適な管理・運営方法に係る利活用方針を策定することとしており、施設の継続的管理運営に向けて計画的に整備を進めていく。

吾妻山集団施設地区の活性化については、休暇村協会が運営者の公募を3回行ったものの、選定に至っていない状況であり、再度公募を依頼する等の対応を検討する。また、県有施設であるトイレは、今後の動向に応じて検討していく。

三段峡の遊歩道は、大雨や台風による被害が相次いで発生しており、一部区間を通行止めとしている。現在は、被災した猿飛地区の設計や仮設橋設置を進めている。

また、三段峡の歩道全線における斜面の状況調査の結果をもとに、今後の整備計画の考え方を地元関係者と共有したところであり、復旧等を計画的に進めていく。

恐羅漢や深入山等の看板については、破損や腐食が進んでいる標識等の現地確認を行い、優先度を踏まえた検討と対応を進める。

八幡湿原のトイレについては、県のトイレと町の施設が近接していることから、周辺施設の利用状況や優先度を踏まえ、地元関係者と検討していきたい。

中山間地域の観光交流の推進については、付加価値の高い観光プロダクトを創出するとともに、令和6年度からは、各市町にエリアパートナーを配置し、既存のプロダクトのブラッシュアップも図れるよう、補助事業のメニューを拡大した。

また、広島神楽の魅力を伝えるため、付加価値の高いプロダクトを開発し、ホームページを作成してきた。また、大阪・関西万博会場内で開催される「日本国際芸術祭 in EXPO 2025」における神楽公演の成功に向け、協賛費用等の支援を行った。

宿泊税導入については、令和6年12月定例会に関係条例を提案し、議決を受け、令和8年度からの導入に向け準備している。宿泊税の使途については、市町への交付金制度等の創設を市町や観光関連事業者等の意見を踏まえながら検討していく。

八千代湖駐車場、三田谷公園トイレについて、令和6年12月にすべての和式トイレを洋式トイレに更新した。

#### 【協議会の方向性】

中山間地域は、観光資源の宝庫であり、快適に観光客が魅力に触れられる仕組みづくりが必要であり、引き続き、観光施策の充実を要請していく。

## 2 家畜伝染病対策を含む 2025 広島県農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進及び支援策の充実

- (1) 最優先提案事項 [北広島町]
- (2) 新規就農者支援の拡充及び新規就農者営農計画の提示 [府中市、北広島町]
- (3) 多面的機能支払交付金の拡充 [庄原市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町]
- (4) 中山間地域等直接支払交付金の拡充 [庄原市、安芸太田町、北広島町]
- (5) スマート農業の推進 [安芸高田市、北広島町]
- (6) 鳥獣対策の充実 (鳥獣専門員の配置等) [安芸高田市、安芸太田町、北広島町]
- (7) 有害鳥獣対策の総合的な支援について [庄原市]
- (8) 県営広域営農団地農道整備事業の推進 [三次市]
- (9) 県内産葉物野菜の県内外への新たな販路拡大 [安芸太田町]
- (10) 流域治水対策として取り組む「田んぼダム」における農地災害時の受益者負担の軽減について [安芸高田市]
- (11) 水田活用直接支払交付金の現場に即した見直し及び新たな畑作支援策について [北広島町]

## 【県の主な対応】

県営広域営農団地農道整備事業芸北地区3期地区は、令和7年度中の完了に向け、今田トンネル前後の道路工と安全施設等を進めていく。

新規就農時の初期投資軽減策は、各種国庫事業の活用に加え、リース方式の導入等を含め、農地確保や基盤整備等を一体的に検討する。

経営発展支援事業については、県予算を確保するとともに、国に対し、予算確保とともに県負担分の地方財政措置を継続するよう要望する。

営農計画の作成支援については、就農する産地に応じた作型や経営規模、導入可能なスマート農業技術を考慮しながら進めていく。

多面的機能支払交付金のうち、施設の長寿命化のための資源向上支払いに関する予算は、国からの予算割当が市町からの要望を下回っており、新たに取組を開始した活動組織や広域化している活動組織を優先して予算を配分している。国に対して、予算確保をはじめとして継続的な制度活用が可能となるよう交付単価の見直し、事務の簡素化等の制度改善を要望しており、令和7年度においては多面的機能直接支払交付金と中山間地域等直接支払交付金との様式共通化等の簡素化が図られている。

中山間地域等直接支払交付金は、国からの予算割当が市町からの要望を下回っていることから、国に対し、予算確保、交付単価の見直しを含めた制度改善を要望していく。また、事務の簡素化は、国の検討会議でも課題とされており、継続した制度利用となるよう国に要請していく。

ひろしま型スマート農業推進事業において、令和7年度は3品目の技術実証を行いながら経営モデルを作成し、得られたデータや成果を市町と共有することとしている。スマート農業技術の「お試し利用」も進め、技術導入を志す農業者へのアドバイザーと農業技術指導所の普及指導員が連携した伴走支援も実施する。

鳥獣対策については、「集落等実態調査」の分析結果を市町と共有し、課題のある集落を対象とした集中的な対策や、被害が低減している集落の取組を波及させること等を「鳥獣被害対策プログラム」に盛り込むよう働きかけてきた。

また、一般社団法人広島県鳥獣対策等地域支援機構、通称「tegos(テゴス)」を立ち上げており、テゴスの市町専任者の育成支援を実施しながら、県域での支援体制の構築を目指していく。

鳥獣被害対策としての侵入防止柵長寿命化の提案・普及のため、テゴスの市町専任者から低コストでの設置や効率的管理方法等を提案していく。なお、農業施設の復旧と防護柵の補修は、国交付金の対象外であるため、制度拡充を要望する。

県営広域営農団地農道整備事業備北南部地区は、残る藤根原から板木の区間ににおける工事を進めており、計画的な事業執行により事業効果の早期発現に努める。

こまつの市場価格下落による新規就農者の経営悪化を解決するため、生産者の再生産価格や市場・量販店におけるヒアリング調査等を実施し、県内量販店や食品製造業者等への販路拡大や福山市場への出荷拡大を実現したが、こまつなが全国で潤沢に生産されていること等の課題があることから県外への販路拡大には至っていない。このほか、こまつの食べ方を提案する「ひろしまサラダ」やコンビニと連携した商品展開等の消費拡大に向けた取組を進めている。

田んぼダムの活用を進めるための予算については、農地耕作条件改善事業による畦畔補強や排水口の整備、多面的機能支払交付金による田んぼダムへの加算等の支援制度を有効に活用し、取組の拡大を図っていただきたい。これらの支援制度については、引き続き国に要望していく。

畠地化促進事業において、農業者が高収益作物を安定して生産及び出荷できるよう JA 等の関係機関と連携して支援するとともに、安定経営に資する事業等の充実に向けて国へ要望する。また、国は水田活用直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等支援に転換する方向を示しており、この動向を注視し、事業の充実を働きかけていきたい。経営所得安定対策等推進事務費については、国に増額を要望するとともに、人件費や物価上昇に対応するため事務量の軽減方策を要望する。

#### 【協議会の方向性】

中山間地域の重要な産業である農業を持続可能なものとするため、担い手の創出や農業者への経済的支援、農業基盤の整備等の各種支援策を要請していく。

### 3 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実

(1) 森林病害虫被害の拡散・増加を防ぐための新たな防除方法の確立のための調査研究〔安芸太田町〕

#### 【県の主な対応】

松くい虫被害対策は、薬剤の樹幹注入、地上散布及び伐倒後の薬剤・焼却駆除を組み合わせて実施している。予防対策としては、林業技術センターと連携して、松くい虫に対して強い抵抗性を持つ品種を育成し、苗木の供給を行っていく。

ナラ枯れ被害対策は、カシノナガキクイムシを駆除することが効果的であり、ひろしまの森づくり事業により、市町が実施する薬剤くん蒸を支援している。また、同事業により、庄原市が実施している広葉樹の予防的な伐採と伐採木の利活用の試行的取組を支援している。

また、広島県緑化センターの広葉樹林において、伐って、使って、萌芽更新により若返らせるモデルの構築に取り組んでおり、現在、モデル伐採地の更新状況の調査を実施している。

#### 【協議会の方向性】

中山間地域の豊富な森林資源を将来にわたり、森林景観の維持、人工林の健全化につながるよう、引き続き、支援を要請する必要がある。

#### 4 飼料価格等の高騰に直面する兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実

- |  |
|--|
| (1) 町内外の担い手への農地マッチング推進 [安芸太田町]                 |
| (2) 飼料価格の高騰に直面している畜産農家への支援の継続 [府中市、安芸高田市、北広島町] |
| (3) 農業用資材の価格高騰に対する生産コストの負担軽減措置 [北広島町、神石高原町]    |

##### 【県の主な対応】

町内外の担い手への農地マッチングの推進については、県内外の担い手の農地借受意向を収集しながら、該当市町に情報提供し、担い手の参入を促進していく。

配合飼料価格安定制度の「新たな特例」は飼料価格が高止まりしていても補填金が交付される仕組みであったが、令和5年度第3四半期で終了したことから、県独自に価格高騰の影響を緩和する支援を、令和6年度第4四半期まで継続した。国に対しては、様々な場面で制度の見直しや予算確保を要請してきた。

飼料等の価格高騰に対する国の支援制度の継続と更なる充実を要望するとともに、農林水産業における重点支援地方交付金の拡充についても働きかける。県においては、肥料について、安価で安定的に調達しやすい国内の未利用資源を活用した肥料の実証試験を行っているところであり、適正な使用基準や新たな施用法等を早期に確立し、活用普及に取り組んでいく。

##### 【協議会の方向性】

飼料等価格が高止まりしている状況であることから、引き続き支援策を要請する必要がある。

#### 5 広島県DX加速プランにおける全県的なDXの推進

- |  |
|--|
| (1) 教育行政におけるシステムの県内統一による、より一層の働き方改革の推進 [三次市] |
|--|

##### 【県の主な対応】

「校務支援システムの共同調達・共同利用」については、令和7年1月に「次世代校務DXに係る状況調査」を実施し、各市町における校務支援システムの導入状況やネットワーク・セキュリティ環境の整備状況等について把握した内容を踏まえ、将来的な共同調達・共同利用に向けた実施計画を作成した。今後の具体的な内容や進め方等の詳細について検討を進めていくこととして、全ての市町からの合意を得ているところであり、市町との調整を進め、実現に向けて取り組んでいく。

##### 【協議会の方向性】

広島県DX加速プランに掲げる分野横断型のDXの推進に向け、引き続き要請する。

## 6 社会経済情勢等の変化に応じた中小企業・小規模事業者に対する支援策の充実

- |   |
|---|
| (1) カーボンニュートラルの推進に向けた県のロードマップ提示と実現支援 [府中市]      |
| (2) 物価高騰の影響を受けている社会福祉事業者等への事業継続に向けた財政支援 [安芸太田町] |

### 【県の主な対応】

広島県環境行政総合調整会議にて、重点対策加速化事業等の国の支援策等について情報共有し、取組を進める自治体については個別に支援を行っている。また、令和6年度からは県において自家消費型太陽光発電の課題解決型モデル支援やマイクロ水力発電のポテンシャル調査を実施しており、令和7年度は、得られた成果を活用して普及に取り組むこととしている。

さらに、多様な主体で構成する産学官民連携のプラットフォーム「広島CSVラボ」において、水力を活用した地域課題の解決に取り組んでいるところである。

また、国の環境への負荷の低減を図るために行う事業活動に関する認定制度等を活用しながら、持続可能な農業の確立が実現できるよう支援する。

木質バイオマス材をより多く共有するための取組として、主伐時に使用する林業機械を活用して、再造林の支障となる枝葉等の効率的な片付け等を行う一貫作業の実証に取り組み、得られた成果をマニュアル化し、林業経営体に普及する。

物価高騰の影響を受けている社会福祉事業者等への支援として、令和6年度の補正予算において、医療機関・社会福祉施設等への補助に係る経費を確保した。今後も物価高騰の状況や報酬の状況等を注視しながら、必要な対応を検討する。

### 【協議会の方向性】

引き続き、社会経済情勢等の変化に対応した中小企業等への支援策を要請していく必要がある。

## 7 中国自動車道の効果的な活用による地域振興

- |                              |
|------------------------------|
| (1) 高速道路利用料金の割引制度の導入 [協議会提案] |
|------------------------------|

### 【県の主な対応】

西日本高速道路株式会社において、「東城 IC～庄原 IC」、「広島北 JCT～吉和 IC」等において大規模更新・修繕工事が展開されている。一方で、周遊バスの発売のほか、国土交通省と連携して「戸河内 IC（来夢とごうち）」、「千代田 IC（舞ロード IC 千代田）」における ETC 2.0 搭載車を対象にした道の駅への一時退出の社会実験を継続して実施している。引き続き、高速道路ネットワークの整備や適切な保全を推進するとともに、地域活性化の観点から高速道路の利用促進を図る施策を講じるよう、中国地方知事会等を通じて国に働きかけていく。

### 【協議会の方向性】

中国自動車道の効果的な活用によって、地域振興が図られるよう、引き続き、国への働きかけを要請する必要がある。

### III. 生活基盤の充実に向けて

#### 1 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化

- (1) 過疎対策事業債の財源確保 [府中市・神石高原町]

##### 【県の主な対応】

過疎地域持続的発展市町計画に掲げられた取組の実施に向け、過疎対策事業債の所要額を確保するよう、国へ提案を行ってきた。その結果、令和6年度の第1次分において、過疎ハードの要望額160億円に対して40億円減の120億円の措置、第2次分の要望額37億円に対して6億円減の31億円という措置であり、過疎ソフトは満額措置された。

令和7年度の過疎対策事業債の地方債計画額については、前年度に比べ200億円増の5,900億円が措置されたところである。

##### 【協議会の方向性】

人口減少が顕著に進行している中山間地域における過疎対策は喫緊の課題であり、そのための財源確保をはじめとした支援策を要請する必要がある。

#### 2 高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上

- (1) 最優先提案事項 [全市町]  
(2) 高規格道路江府三次道路の整備促進 [庄原市]  
(3) 広島中央フライターロードの早期整備 [世羅町]  
(4) 広島～江津間道路の整備促進 [協議会提案]  
(5) 交通網の整備促進 [全市町]

##### 【県の主な対応】

###### 〈府中市最優先提案事項〉

- 府中南北道路(都市計画道路栗柄広谷線)の府中市栗柄町から高木町(1.5km)については、国道486号より南側区間(1.3km)の工事を進めるとともに、北側区間(0.2km)の用地買収及び工事を進めている。南側区間は、令和7年度末までに新扇橋の供用を目指す。
- 一般国道486号は、現在、国土交通省が進めている河川改修事業と併せて歩道整備を進めており、早期完成に向け、国土交通省と連携し事業を進める。
- 一級河川芦田川は、国土交通省において、父石地区の河川改修事業が継続実施されており、引き続き、事業推進が図られるよう国に働きかけていく。

###### 〈三次市最優先提案事項〉

- 一般国道183号は、現在、電線共同溝の整備とともに道路改良工事を進めしており、令和7年度末の部分完成(三次駅前～下新町東交差点)を目指す。
- 一般国道375号は、残る歩道未整備区間530mの工事を進めており、令和7年度末の完成に向け事業を進める。
- 十日市南の歩道整備は、現在、用地買収を進めており、引き続き早期完成に向け、事業を進めていく。

#### 〈庄原市最優先提案事項〉

- 一級河川成羽川は、現在、中央橋から大橋までの区間の右岸において、用地補償を進めており、完了後は、護岸の嵩上げや管理用道路工事に着手する。
- 一級河川西城川は、本町から宮内町の区間において、令和6年度から橋梁下部工に着手している。引き続き、早期完成に向け事業を推進していく。

#### 〈安芸高田市最優先提案事項〉

- 東広島高田道路のうち、向原吉田道路については、吉田 IC から向原 IC までの区間において、令和6年5月25日に供用開始した。

また、向原 IC から主要地方道広島三次線までの約 1.3km 区間については、交通安全事業により主要地方道吉田豊栄線の機能強化に取り組んでおり、引き続き早期完成に向け、事業を進めていく。

- 安芸高田市吉田町から美土里町の調査区間への指定については、今後の財政状況や他路線の進捗状況を勘案しながら、検討を行う。

#### 〈安芸太田町最優先提案事項〉

- 一般国道 191 号は、用地買収を行うこととしており、引き続き、早期完成に向け、事業を進めていく。
- 一般県道弁財天加計線は、現在、道路改良工事を進めており、引き続き、早期完成に向け、事業を進めていく。

#### 〈北広島町最優先提案事項〉

- 主要地方道千代田八千代線は、現在、橋梁工事及び道路改良工事を進めており、令和7年度中の完成に向けて、事業を進めていく。

#### 〈世羅町最優先提案事項〉

- 一般国道 432 号は、現在、一部未買収地の用地交渉を進めるとともに事業認定も視野に検討を進めており、早期完成に向けて、事業を進めていく。
- 主要地方道甲山甲奴上市線は、令和7年度は、引き続き埋蔵文化財調査を進めるとともに、一部未買収地において用地交渉を進めいく。

#### 〈神石高原町最優先提案事項〉

- 一般国道 182 号は、油木から安田工区及び井関工区について用地買収を進め、引き続き早期完成に向け、事業を進めていく。
- 主要地方道吉舎油木線は、現在、用地買収を進めるとともにトンネル南側の道路改良工事に着手し、引き続き早期完成に向け、事業を進めていく。

江府三次道路の一部を構成する一般国道 183 号鍵掛峠道路は、国において、トンネル工事や橋梁上下部工、法面崩落に伴う対策工等が進められている。西城町平子から中野の 5km 区間については、交通安全事業により、現道の機能強化を進めている。

広島中央フライトロードについては、調査区間の環境調査や設計等を進めている。広島空港の民営化等、近年の周辺環境の変化等を踏まえ、地元市町と調整を図りながら、整備区間の指定に係る国との協議調整を着実に進めていく。

広島-江津間道路のうち、主要地方道安佐豊平芸北線（烏帽子工区）は、現在、道路改良工事を進めており、令和7年度中の完成を目指して、事業を推進する。

#### 【協議会の方向性】

整備区間の指定を受けた道路の整備促進並びに、指定を受けていない区間の早期事業化等について、要請する必要がある。

### 3 JR をはじめとする交通ネットワークの維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化

- (1) 鉄道ネットワークの維持充実 [府中市、世羅町]
- (2) JR芸備線の安定運行の実現 [安芸高田市]
- (3) タクシーを活用した移動事業に関する支援 [神石高原町]
- (4) 郊外路線のフィーダー化への対応 [安芸太田町、北広島町]

#### 【県の主な対応】

ローカル線の在り方については全国的な問題であり、JRは事業全体で不採算路線を維持し、地域の活性化に関与すべき役割があると考えている。

この考え方のもと、石破総理に対し、「将来の国土の在り方を見据え、中山間地域の持続可能性の観点を踏まえた、今後維持すべき鉄道ネットワーク」、「国鉄改革の経緯やJRの経営状況を踏まえたJRの内部補助の考え方」、「ローカル線の維持を含め、持続可能な公共交通の維持に必要な国の負担の在り方」等について国の考え方を示すよう、主旨に賛同した29道府県とともに要望を行った。石破総理からは、国との協議の場を設置する提案を受け、今後、その協議の中で、鉄道ネットワークの重要性等について、国と議論を行っていきたいと考えている。

鳥獣害対策として、JRにおいて、芸備線の西三次駅から志和地駅間、甲立駅から向原駅間、白木山駅から中深川駅間、安芸矢口駅から戸坂駅間で防護柵を設置するとともに、戸坂駅から安芸矢口駅間、上川立駅から甲立駅間、上三田駅から中三田駅間で超音波忌避装置が設置されている。

JRの施設改善やダイヤ改正等については、県が沿線協議会や関係市町からの要望を取りまとめており、更なる鳥獣害対策を含め、要望を行っていく。

コミュニティバスや乗合タクシー等、乗合で運行する交通事業者に対して、運行形態ごとに設定された単価に応じた支援を行っているが、市町や交通事業者の意見を伺いながら、必要な見直しを検討する。

また、中国地方知事会を通じて、タクシー利用料金の助成を行っている地方自治体への特別交付税等の財政支援を国に要望している。

郊外路線のフィーダー化への対応については、路線再編のための調査費用への支援を行うとともに、広域路線補助について、全過疎市町における輸送量要件の緩和等、地域の実情に応じた補助の見直しに加え、市町が運行するバス路線等に対しては、市町等運行路線再編促進費補助金による補助を行っている。さらに、車両を小型化する際に必要となる購入費を補助する運行形態転換支援補助金を開始した。

#### 【協議会の方向性】

住民の生活に欠かすことのできない持続可能な公共交通の維持・充実に向けて、地域の実情に沿った施策の実施及び支援策の充実強化を要請していく。

### **4 災害復旧・復興事業、国土強靭化の推進及び災害に強い地域づくり・防災体制の充実強化**

- (1) 最優先提案事項〔安芸高田市〕
- (2) 小規模崩壊地復旧に係る事業の促進及び予算の確保〔安芸高田市〕
- (3) 治山事業等による防災・減災対策の推進〔府中市、安芸高田市〕
- (4) 浸水（排水路）対策事業実施の確実な推進〔府中市〕
- (5) ため池総合対策の推進〔府中市〕
- (6) 砂防事業の促進〔全市町〕
- (7) 河川改修の促進〔全市町〕
- (8) 河川堆積土及び立木等の流路支障物の定期的な撤去等〔協議会提案〕

#### 【県の主な対応】

「貴船地区」については、現在、東側から工事を進めるとともに、用地困難箇所の対応や吉田郡山城の史跡の調査等についても、関係機関と協議・調整を行っている。また、残る西側の箇所についても、引き続き、市と連携を図りながら早期完成に向け、事業を推進していく。

小規模崩壊地復旧事業については、市町からの要望に応じて、計画的に整備が進められるよう、予算確保に努めていく。

治山事業は、被災箇所の早期復旧及び山地災害に対する防災機能の確保に向け、保全対象の重要度や崩壊等の危険度により優先度判定を行い、計画的に進める。

浸水対策事業については、国の「農業水路等長寿命化・防災減災事業」等を活用し、施設の長寿命化対策及び管理の省力化に資する遠隔監視や自動化等の対策を計画的に進めていただきたい。

また、「流域治水関連法」が施行され、ハード・ソフトによる浸水対策の強化が盛り込まれる等、下水道施設（雨水）を含めた浸水対策が求められている。このため、下水道による浸水対策にかかる財政措置の拡充について、「施策に関する提案」等を通じて、国に働きかけているところである。

ため池対策については、防災重点農業用ため池の調査と診断結果をもとに、優先度を定めたうえで、防災工事を計画的に進める。このため、市町職員を対象とした防災工事の施工管理に関する研修開催やマニュアルの提供等を行っていく。

特措法は、令和2年の制定から4年が経過し、今後防災工事が本格化することから、財政支援を国に対して働きかけていく。

あわせて、ため池管理者への低水位での管理依頼や「広島県ため池支援センター」による管理者への研修や技術的助言、定期的なパトロール、水位計・監視カメラでの遠隔監視による管理等のソフト対策が重要と考えており、市町と連携して取り組むこととしている。なお、低水管理に係る対策費用や令和7年度からは遠隔監視に係る通信費補助を拡充する等、県単独事業を設けている。

平成30年7月の豪雨災害で、土石流等により甚大な被害があった2箇所（宮ノ間川、観音谷川）においては、再度災害防止事業を進めており、2箇所とも堰堤本体は完了し、現在は周辺施設の整備を進めている。蔭地川、石ヶ宇津川の2か所については、事前防災を目的とした砂防事業であり、設計等を進めている。

河川事業については、令和3年7月・8月豪雨災害等の再度災害防止対策に最優先で取り組み、「ひろしま川づくり実施計画2021」に基づき、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を活用しながら着実に河川改修を推進する。

河川の堆積土等の除去については、「河川内の堆積土等除去計画2021」に基づき、計画的に実施している。

#### 【協議会の方向性】

被災箇所の早期復旧が図られるよう、予算確保等を要請していくとともに、ため池対策等の防災にかかる事業推進について要請していく。

## 第2号議案

### 令和6年度歳入歳出決算について

#### 歳入の部

(単位:円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算比 (B)-(A)	備考
1. 会 費			1,645,000	0	1,645,000	1,645,000	0	
	1. 会 費		1,645,000	0	1,645,000	1,645,000	0	
		1. 一般負担金	1,165,000	0	1,165,000	1,165,000	0	市町負担金
		2. 特別負担金	480,000	0	480,000	480,000	0	県議会議員負担金
2. 補助金			110,000	0	110,000	110,000	0	
	1. 補助金		110,000	0	110,000	110,000	0	
		1. 県補助金	110,000	0	110,000	110,000	0	県補助金
3. 雑収入			1,000	0	1,000	117	△ 883	
	1. 雑収入		1,000	0	1,000	117	△ 883	
		1. 雜 収 入	1,000	0	1,000	117	△ 883	預金利息
4. 繰越金			481,000	0	481,000	481,239	239	
	1. 繰越金		481,000	0	481,000	481,239	239	
		1. 繰 越 金	481,000	0	481,000	481,239	239	
歳 入 合 計			2,237,000	0	2,237,000	2,236,356	△ 644	

## 歳出の部

(単位:円)

款	項	目	当初予算額	補正額	充・流用額	予算現額	決算額	不 用 額	備 考
1. 事務局費			1,011,000	0	0	1,011,000	939,361	71,639	
1. 事務局費			1,011,000	0	0	1,011,000	939,361	71,639	
1. 報酬			600,000	0	0	600,000	600,000	0	事務局長報酬
2. 賃金			100,000	0	0	100,000	77,835	22,165	
3. 旅費			131,000	0	0	131,000	109,820	21,180	
4. 需用費			60,000	0	0	60,000	58,099	1,901	事務用品費
5. 役務費			50,000	0	0	50,000	32,812	17,188	祝電、各種通知郵送料
6. 諸費			70,000	0	0	70,000	60,795	9,205	高速道路通行料等
2. 会議費			300,000	0	0	300,000	221,254	78,746	
1. 総会費			231,000	0	0	231,000	159,254	71,746	
1. 需用費			100,000	0	0	100,000	75,540	24,460	議案集印刷製本費等
2. 借上料			130,000	0	0	130,000	83,714	46,286	会場借上げ
3. 諸費			1,000	0	0	1,000	0	1,000	
2. 役員会費			69,000	0	0	69,000	62,000	7,000	
1. 需用費			67,000	0	0	67,000	62,000	5,000	湯茶等
2. 借上料			1,000	0	0	1,000	0	1,000	
3. 諸費			1,000	0	0	1,000	0	1,000	
3. 事業費			921,000	0	0	921,000	642,152	278,848	
1. 調査企画費			272,000	0	0	272,000	223,738	48,262	
1. 賃金			100,000	0	0	100,000	64,668	35,332	
2. 需用費			162,000	0	0	162,000	156,738	5,262	要望調査資料等
3. 役務費			10,000	0	0	10,000	2,332	7,668	振込手数料
2. 促進対策費			379,000	0	0	379,000	195,019	183,981	
1. 旅費			92,000	0	0	92,000	59,920	32,080	総会、県内要望活動旅費
2. 需用費			37,000	0	0	37,000	511	36,489	事務用品費
3. 活動費			245,000	0	0	245,000	134,588	110,412	道路利用者会議負担金等
4. 諸費			5,000	0	0	5,000	0	5,000	
3. 中央要望活動費			270,000	0	0	270,000	223,395	46,605	
1. 旅費			150,000	0	0	150,000	127,800	22,200	中央要望活動旅費
2. 需用費			120,000	0	0	120,000	95,595	24,405	要望書印刷製本費等
4. 予備費			5,000	0	0	5,000	0	5,000	
1. 予備費			5,000	0	0	5,000	0	5,000	
1. 予備費			5,000	0	0	5,000	0	5,000	
歳出合計			2,237,000	0	0	2,237,000	1,802,767	434,233	

歳入合計 2,236,356 円

歳出合計 1,802,767 円

歳入歳出差引額 433,589 円 (翌年度繰越金)

## 監 査 意 見 書

広島県内陸部振興対策協議会の令和6年度会計に係る歳入歳出決算書について、  
関係諸帳簿類と照合し監査を実施した結果、予算の執行は適正であり、その結果に  
ついても正確に処理されていることを認めます。

令和7年4月4日

監 事

小野 申人

監 事

奥田 正和

※原本は事務局で保管しています。

第3号議案

役員の改選について（案）

広島県内陸部振興対策協議会役員

役 職	旧役員 令和7年6月17日現在	新役員 令和7年6月18日～
顧 問	県議会議員 小林秀矩	県議会議員 小林秀矩
会 長	県議会議員 下森宏昭	県議会議員 下森宏昭
副 会 長	庄原市長 八谷恭介	庄原市長 八谷恭介
	北広島町長 箕野博司	世羅町長 奥田正和
幹 事 長	県議会議員 桑木良典	県議会議員 桑木良典
副幹事長	県議会議員 伊藤英治	県議会議員 伊藤英治
理 事 事	県議会議員 玉重輝吉	県議会議員 玉重輝吉
	県議会議員 本長糧太	県議会議員 本長糧太
	県議会議員 加納孝彦	県議会議員 加納孝彦
	県議会議員 八幡原圭	県議会議員 八幡原圭
	府中市議長 本谷宏行	府中市長 小野申人
	三次市長 福岡誠志	府中市議長 本谷宏行
	三次市議長 山村恵美子	庄原市議長 桂藤和夫
	庄原市議長 桂藤和夫	三次市長 福岡誠志
	安芸高田市長 藤本悦志	三次市議長 山村恵美子
	安芸高田市議長 石飛慶久	安芸高田市議長 石飛慶久
	安芸太田町長 橋本博明	安芸太田町議長 中本正廣
	安芸太田町議長 中本正廣	北広島町長 箕野博司
	北広島町議長 湊俊文	北広島町議長 湊俊文
	世羅町議長 高橋公時	世羅町議長 高橋公時
	神石高原町長 入江嘉則	神石高原町長 入江嘉則
	神石高原町議長 橋本輝久	神石高原町議長 橋本輝久
監 事	府中市長 小野申人	安芸高田市長 藤本悦志
	世羅町長 奥田正和	安芸太田町長 橋本博明

## 第4号議案

### 令和7年度活動方針、重点目標（案）について

#### 令和7年度活動方針（案）

県土の4割以上を占める内陸部の4市4町が位置する本地域は、国土保全、食料の供給、水源かん養等の多面的・広域的な機能を有しており、国民共有のかけがえのない財産として、わたしたちは守り続けなければならない。その責務のもと、4市4町が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、昭和42年の設立から半世紀以上にわたり、会員相互が緊密に連携し、本地域の繁栄と発展を促進するため、時代に即した積極的かつ着実な活動を展開してきた。

しかしながら、内陸部地域は人口減少と少子高齢化が顕著に進行しており、医療や福祉における専門職の人材確保や少子化対策は、喫緊の課題となっている。また、長引く物価高騰は、住民の暮らしを直撃し、事業者の経営にも大きな影響を及ぼしており、社会情勢の動向に応じた支援策が強く求められている。

他方、観光産業においては、昨年のインバウンドによる消費額が過去最高となり、さらなる需要が見込まれ、中山間地域がその受け皿となるよう、訪日客を呼び込む仕組みが求められている。

安心な住民生活の確保と地域産業の振興のためには、安全に利用できる道路網の整備や、災害に強いまちづくりにつながる公共事業による基盤整備が重要である。とりわけ、JRを始めとする地域公共交通は、住民の生活を支える重要なインフラ施設であり、持続可能で高い利便性を具えたネットワークが確保されることが望まれる。芸備線再構築協議会での議論を注視しながら、引き続き、取組を進めていくことが重要である。

こうした中、国においては「新しい地方経済・生活環境創生本部」が設置され、選ばれる地方の創生や過度な東京一極集中の是正等の5つの柱を基本構想に掲げた「地方創生2.0」が起動され、向こう10年間の集中した取組を進めるとしており、これと連動した取り組みを進めていく必要がある。

広島県においては、本年度が「第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画」の最終年度であることから、県市町一体となって同計画を着実に推進するとともに、計画の実施状況の総括と検証を踏まえた、さらなる振興策へとブラッシュアップした、次期計画の策定に期待するものである。

以上を踏まえ、本協議会は、広島県の活性化はもとより、この美しい環境や伝統文化を未来に引き継ぐため、国・県の施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、引き続き、積極的な活動を展開し、次世代に誇りと自信を持って継承することができる地域社会の創造と内陸部地域の発展を目指すものである。

## 令和7年度重点目標（案）

### I. 安心な暮らしの実現に向けて

- 1 住民の命や健康を守り、安心して出産・子育てができる地域医療供給体制の維持・確保
- 2 介護保険制度をはじめとした安定的な社会保障制度の運営支援
- 3 総合的・計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化
- 4 地域に根差した県立高等学校の存続を含めた教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実
- 5 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進

### II. 地域産業の振興に向けて

- 1 観光振興の推進及び支援策の充実
- 2 農林業振興策の充実と2025広島県農林水産業アクションプログラムの確実な推進
- 3 社会経済情勢等の変化に応じた中小企業・小規模事業者に対する支援策の充実
- 4 中国自動車道の効果的な活用による地域振興

### III. 生活基盤の充実に向けて

- 1 過疎対策のための施策推進と財源確保
- 2 高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上
- 3 JRをはじめとする交通ネットワークの維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化
- 4 災害復旧・復興事業、国土強靭化の推進及び災害に強い地域づくり・防災体制の充実強化
- 5 広島県DX加速プランにおける全県的なDXの推進

## 【令和7年度重点目標参考資料】

令和6年度重点目標	令和7年度重点目標(案)	変更理由
<b>I. 安心な暮らしの実現に向けて</b>	<b>I. 同左</b>	
① 住民の命や健康を守り、安心して出産・子育てができる地域医療供給体制の維持・確保	① 同左	
② 介護保険制度をはじめとした安定的な社会保障制度の運営支援	② 同左	
③ 総合的・計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化	③ 同左	
④ 地域に根差した県立高等学校の存続を含めた教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実	④ 同左	
⑤ 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進	⑤ 同左	
<b>II. 地域産業の振興に向けて</b>	<b>II 同左</b>	
⑥ 観光振興の推進及び支援策の充実	⑥ 同左	
⑦ 家畜伝染病対策を含む2025広島県農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進及び支援策の充実	⑦ 農林業振興策の充実と2025広島県農林水産業アクションプログラムの確実な推進	2025広島県農林水産業アクションプログラムの推進はもとより、総合的な農林業振興策の必要性を表現するための文言整理
⑧ 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実	⑦へ統合	⑦と内容が重複しているため
⑨ 飼料価格の高騰に直面する兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実	⑦へ統合	⑦と内容が重複しているため
⑩ 広島県DX加速プランにおける全県的なDXの推進	⑭へ移行	DXの推進は、地域産業振興のみならず、各分野横断的かつ総合的に実施する必要性があり、基盤整備としての性質が強いため
⑪ 社会経済情勢等の変化に応じた中小企業・小規模事業者に対する支援策の充実	⑧ 同左	
⑫ 中国自動車道の効果的な活用による地域振興	⑨ 同左	
<b>III. 生活基盤の充実に向けて</b>	<b>III 同左</b>	
⑬ 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化	⑩ 過疎対策のための施策推進と財源確保	人口減少に伴う総合的な過疎対策と過疎対策事業債をはじめとする財源確保という趣旨を明確化するための文言整理
⑭ 高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上	⑪ 同左	
⑮ JRをはじめとする交通ネットワークの維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化	⑫ 同左	
⑯ 災害復旧・復興事業、国土強靭化の推進及び災害に強い地域づくり・防災体制の充実強化	⑬ 同左	
	⑭ 広島県DX加速プランにおける全県的なDXの推進	

令和7年度事業計画（案）

時 期	事 業 内 容	場 所
令和7年 4月4日	令和6年度会計監査	府 中 市 世 羅 町
5月19日	役 員 会	広 島 市
6月17日	第59回通常総会	広 島 市
6月～8月	令和8年度主要施策に関する要望事項のとりまとめ	事 務 局
8月中旬	役 員 会	広 島 市
9月下旬	理 事 会	広 島 市
10月中旬	令和8年度主要施策に関する要望活動 (広島県への要望活動)	広 島 市
11月初旬	令和8年度主要施策に関する要望活動 (県内の国出先機関への要望活動)	三 次 市 広 島 市
11月中旬	令和8年度主要施策に関する中央要望活動 (地元選出国会議員等への要望活動)	東 京 都
令和8年 2月中旬	役 員 会	広 島 市

## 第5号議案

### 令和7年度歳入歳出予算（案）について

#### 歳入の部

(単位：千円)

款	項	目	R7予算額	R6予算額	対前年度比較	備考
1. 会 費			1,645	1,645	0	
	1. 会 費		1,645	1,645	0	
		1. 一般負担金	1,165	1,165	0	市町負担金
		2. 特別負担金	480	480	0	県議会議員 負担金
2. 極助金			110	110	0	
	1. 極助金		110	110	0	
		1. 県極助金	110	110	0	県極助金
3. 雜収入			1	1	0	
	1. 雜収入		1	1	0	
		1. 雜 収 入	1	1	0	預金利息外
4. 繰越金			433	481	△ 48	
	1. 繰越金		433	481	△ 48	
		1. 繰 越 金	433	481	△ 48	
歳 入 合 計			2,189	2,237	△ 48	

## 歳出の部

(単位 : 千円)

款	項	目	R 7 予算額	R 6 予算額	対前年度比較	備考
1. 事務局費			1,000	1,011	△ 11	
	1. 事務局費		1,000	1,011	△ 11	
	1. 報酬	600	600	0	0	事務局長報酬
	2. 貸金	100	100	0	0	
	3. 旅費	120	131	△ 11		
	4. 需用費	60	60	0	0	事務用品費
	5. 役務費	55	50	5	5	祝電、各種通知郵送料
	6. 諸費	65	70	△ 5	5	高速道路通行料等
2. 会議費			300	300	0	
	1. 総会費	231	231	0	0	
	1. 需用費	100	100	0	0	議案集印刷製本費等
	2. 借上料	130	130	0	0	会場借上げ
	3. 諸費	1	1	0	0	
	2. 役員会費	69	69	0	0	
	1. 需用費	67	67	0	0	湯茶等
	2. 借上料	1	1	0	0	
	3. 諸費	1	1	0	0	
3. 事業費			884	921	△ 37	
	1. 調査企画費	263	272	△ 9		
	1. 貸金	100	100	0	0	
	2. 需用費	158	162	△ 4	4	要望調査資料等
	3. 役務費	5	10	△ 5	5	振込手数料
	2. 促進対策費	321	379	△ 58		
	1. 旅費	89	92	△ 3	3	総会、県内要望活動旅費
	2. 需用費	13	37	△ 24	24	事務用品費
	3. 活動費	218	245	△ 27	27	道路利用者会議負担金等
	4. 諸費	1	5	△ 4	4	
	3. 中央要望活動費	300	270	30	30	
	1. 旅費	197	150	47	47	中央要望活動旅費
	2. 需用費	103	120	△ 17	17	要望書印刷製本費等
4. 予備費			5	5	0	
	1. 予備費	5	5	0	0	
	1. 予備費	5	5	0	0	
	歳出合計	2,189	2,237	△ 48	48	

## 令和7年度市町負担金

No.	市町名	人口 (人)	平等割 (円)	人口割 (円)	計(円)
1	府中市	37,655	23,000	189,000	212,000
2	三次市	50,681	23,000	254,000	277,000
3	庄原市	33,633	23,000	169,000	192,000
4	安芸高田市	26,448	23,000	133,000	156,000
5	安芸太田町	5,740	23,000	29,000	52,000
6	北広島町	17,763	23,000	89,000	112,000
7	世羅町	15,125	23,000	76,000	99,000
8	神石高原町	8,250	23,000	42,000	65,000
合計		195,295	184,000	981,000	1,165,000

算出基礎： 平等割： 23,000円

人口割： 人口数に5円を乗じて得た額を  
1,000円単位で切り上げた額

人口数値： 令和2年国勢調査による。

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿

令和7年6月17日現在

職・氏名			
県議会議員	小林 秀矩	県議会議員	下森 宏昭
県議会議員	桑木 良典	県議会議員	伊藤 英治
県議会議員	玉重 輝吉	県議会議員	本長 糧太
県議会議員	加納 孝彦	県議会議員	八幡原 圭
府中市長	小野 申人	府中市議會議長	本谷 宏行
三次市長	福岡 誠志	三次市議會議長	山村 恵美子
庄原市長	八谷 恭介	庄原市議會議長	桂藤 和夫
安芸高田市長	藤本 悅志	安芸高田市議會議長	石飛 慶久
安芸太田町長	橋本 博明	安芸太田町議會議長	中本 正廣
北広島町長	箕野 博司	北広島町議會議長	湊 俊文
世羅町長	奥田 正和	世羅町議會議長	高橋 公時
神石高原町長	入江 嘉則	神石高原町議會議長	橋本 輝久

## 広島県内陸部振興対策協議会会則

- 第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。
- 第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。
- 広島県内陸部関係市町長  
　　広島県内陸部関係市町議会議長  
　　広島県内陸部選出の県議会議員
- 第3条 本会は、広島県内陸部市町相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。
- 第4条 本会の事務局は、副会長所在市とし、別に事務局長を置くことができる。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名  
　　(2) 副会長 2名  
　　(3) 幹事長 1名  
　　(4) 副幹事長 1名  
　　(5) 理事 若干名  
　　(6) 監事 2名
- 第6条 役員の任期は2ヵ年とし、再選を妨げない。
- 2 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条 本会役員は通常総会において選任し名譽職とする。
- 第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 第10条 本会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 第11条 本会は、毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。
- 第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。
- 総務部会　産業部会　建設部会
- 2 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。参与は会長がこれを委嘱する。
- 第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町の負担とする。
- 第14条 本会の市町の会費は、6月末日までに納付するものとする。
- 第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。
- 第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。

- 附 則　　この会則は、昭和42年6月14日から施行する。
- 附 則　　この会則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 附 則　　この会則は、昭和48年6月13日から施行する。
- 附 則　　この会則は、昭和50年6月24日から施行する。
- 附 則　　この会則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 附 則　　この会則は、昭和53年2月16日から施行する。
- 附 則　　この会則は、昭和54年6月11日から施行する。
- 附 則　　この会則は、昭和58年6月7日から施行する。
- 附 則　　この会則は、平成5年5月24日から施行する。
- 附 則　　この会則は、平成17年6月3日から施行する。
- 附 則　　この会則は、平成28年6月1日から施行する。